

児 発 第 5 1 4 号
昭和57年6月17日

都道府県知事
各 指定都市市長
中核市市長

厚生省児童家庭局長

母子生活支援施設への入所について

母子生活支援施設への入所については、かねてから適切な運用方お願いしているところであるが、近年、離別母子家庭等が増加するとともに公営住宅等の住宅の提供によつては児童の福祉を図ることができない事例が生じており、これらの事例に対応するため、母子生活支援施設の入所の円滑化を図る必要があるので、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）（以下「法」という。）第二十三条（母子生活支援施設への入所）の規定の具体的な運用について、下記により行われるよう念のため通達する。また、緊急に保護を要する母子家庭等について迅速な対応を講ずることにより、児童の福祉と母子家庭の福祉の一層の向上に努められるようお願いする。

記

母子生活支援施設への入所は、児童の福祉を図ることを第一義的な目的としている措置であることから、児童の福祉を図るために、母と子を共に入所させ、適切な配慮を加えるためのものである。

したがって、法第二十三条の具体的な運用に当たっては、まずこの点に十分留意するとともに、同条の「これに準ずる事情にある女子」には、夫の暴力により母と子で家出をしている事例などで婚姻の実態は失われているが、止むを得ない事情により離婚の届出を行っていない者等が含まれる者であることに留意されたい。

なお、「その者の監護すべき児童」とは、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子が、民法第八百十八条（父母の親権）、第八百十九条（離婚等の場合の父又は母の親権）等の規定に基づき、法律上親権等により児童を監護すべき立場にある場合であつて、かつ、それがその児童の福祉を図るという観点から必要である場合における児童をいうものであり、現実に監護していることを必要不可欠の要件とするものではないことを申し添える。